

群馬プログラミングカレッジ 利用規約

本利用規約は、個人事業主：原田静男 が運営する「群馬プログラミングカレッジ」の利用についての諸条件を定めるものです。

本利用規約に同意いただき、当カレッジにご入会いただきますよう、お願いいたします。

第1条 (定義)

1. 「当個人事業」 --- 個人事業主：原田静男
2. 「当カレッジ」 --- 当個人事業が運営するプログラミングカレッジ「群馬プログラミングカレッジ」
3. 「入会希望者」 --- 当カレッジの受講を希望する者及びその保護者
4. 「受講生」 --- 当カレッジに入会を希望し、本利用規約に同意した者のうち、当個人事業が承認をした者
5. 「保護者」 --- 受講生の親、または親に代わる者
6. 「教材」 --- 当個人事業が受講生に提供する教科書、コンピュータープログラム
7. 「登録情報」 --- 受講生サービスの提供を受ける目的で、入会希望者または受講生が当個人事業に提供する一切の情報
8. 「個人情報」 --- 登録情報のうち、特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
9. 「退会」 --- 受講生が、本利用規約及び当個人事業が定める方法により、登録情報を抹消し、受講生サービスの提供を受けることを終了すること

第2条 (当カレッジの概要)

1. 当カレッジは、プログラミング学習を目的とするカレッジです。iPhone アプリやWebアプリ開発などを通してプログラミングを学習します。対象者は小学校1年生～成人とします。

第3条 (当カレッジの利用条件)

1. 入会希望者は、本規約に同意の上、登録情報を入力し、第4条に定めるお支払いが完了された時点で、受講生として当個人事業に登録されます。なお、当該情報に虚偽の情報を掲載してはならないものとします。
2. 受講生またはその保護者は、受講生が当カレッジの授業を欠席する場合には、可能な限り事前に電話または電子メール等でご連絡下さい。事前にご連絡のあった場合に限り、かつ同内容の授業が当初受講予定であった授業の前後の日時において開講されている場合に限り、受講生は振替授業を受講することが出来ます。そ

の際、当個人事業指定の連絡フォームより、振替受講希望日の10 日前までに連絡するものとします。ただし、振替受講希望日の受講人数が超過している場合や、講師の人数が不足している場合等の理由により、希望する日に振替受講できない場合もあります。

3. 当個人事業は、振替受講を実施できない場合、欠席した授業で使用した教材を受講生及びその保護者に渡し、受講生及びその保護者は、自宅での学習を行うものとします。
4. 当個人事業は、受講生またはその保護者が本利用規約に違反する場合、またはその恐れがあると当個人事業が判断した場合、受講生またはその保護者へ事前に通告・催告することなく、かつ受講生またはその保護者の承諾を得ずに、当個人事業の裁量により直ちに、当該受講生に対して、当カレッジの受講停止、退会処分、その他当個人事業が適切と判断する措置をとることができるものとします。

第4条 (受講料金・お支払・退会・受講内容の変更)

1. 入会希望者は、当個人事業ホームページに定める受講料金をお支払いいただき、当カレッジを受講して下さい。
2. 入会希望者は、本規約に同意の上、登録情報を入力し、当カレッジ受講料金を毎月27 日までに銀行振込決済にて事前に当個人事業にお支払いください。なお、振込手数料は入会希望者が負担するものとさせていただきます。指定の期日までに受講料金のお支払いが確認できない場合、受講をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
3. 受講途中で当カレッジを退会する場合は、毎月15 日までに必ず電話、電子メールまたは当個人事業ホームページお問い合わせフォームよりご連絡ください。毎月15 日までに退会の申出があった場合、その月の末日をもって退会処理をし、翌月の受講分から受講資格を失効するものとします。
4. 退会のご連絡をいただかない場合、自動的に継続受講となります。
5. 受講途中で当カレッジを退会した場合、事前に納付された受講料は、未受講分から返金に掛かる振込手数料を含めた事務手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。その際、お申し込み時に適用された割引は無効となり、正規料金が適用されます。
6. 受講内容の変更をされる場合も、毎月15 日までに必ず電話、電子メールまたは当個人事業ホームページお問い合わせフォームよりご連絡ください。毎月15 日までに受講内容の変更の申出があった場合、翌月以降の受講分より変更をいたします。

第5条 第5条 (登録情報・個人情報)

1. 当個人事業は、登録情報を、以下各号の目的で利用します。

- (1) 当カレッジの運営（当個人事業から受講生またはその保護者に対して、あらゆる情報を提供することを含みます）
 - (2) 当個人事業が受講生またはその保護者にとって有益だと判断する当個人事業のサービスまたは、広告主や提携先企業の商品、サービス等に関する情報の提供
 - (3) 受講生またはその保護者に対する、当カレッジ運営に著しく影響を及ぼす事柄（カリキュラムの大幅な変更、一時停止を含みますがこれらに限られません）に関する連絡
 - (4) 受講生またはその保護者から個人情報の取扱いに関する同意を求めるための連絡
2. 当個人事業は、登録情報について、以下各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示しないものとします。
- (1) 当カレッジの向上、関連事業開発及び提携企業のマーケティング等の目的で登録情報を集計及び分析等する場合
 - (2) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて、第三者に開示または提供する場合
 - (3) 個人情報の開示や利用について受講生またはその保護者の同意がある場合
 - (4) 受講生またはその保護者が希望するサービスを提供する目的で、提携先等第三者が個人情報を必要とする場合（なお、当該提携先等の第三者は、当個人事業が提供した個人情報をサービス提供のために必要な範囲を超えて利用することはできません）
 - (5) 法令に基づく場合
 - (6) 当個人事業、受講生その他第三者の生命、身体もしくは財産、または当個人事業が提供する一切のサービスの保護のために必要がある場合
 - (7) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
3. 当個人事業は、個人情報について、当個人事業の個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。当カレッジにおける、当個人事業の問合せ窓口は以下のとおりです。

個人事業主：原田静男 asp.net@i.softbank.jp 080-5477-9697

第6条 （知的財産権等）

1. 当個人事業が受講生に提供する教材、及び教材を基礎として受講生が作成した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）その他すべての知的財産にかかる権利（以下、総称して「知的財産権」という）は、当個人事業に帰属するものとします。
2. 受講生が受講中、制作したプログラム・イラストを含む成果物及び当カレッジに

関連して制作した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）その他すべての知的財産にかかる権利（以下、総称して「知的財産権」という）は、これらの成果物の一部または全部に第三者の知的財産権が含まれない限り、受講生本人に帰属するものとしますが、当個人事業は成果物を広告・宣伝・出版等の目的で利用する権利を有するものとします。

3. 当個人事業は、受講生が当カレッジにおいて投稿、アップロードまたは保存した全ての情報（文字情報、画像情報等を含みますがこれらに限られません）について、これらを保存・蓄積した上、当カレッジの円滑な運営、改善、当個人事業または当カレッジの宣伝告知等を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、受講生はこれに同意するものとします。

第7条 （禁止事項）

1. 受講生及びその保護者は、当カレッジのご利用に際して以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 良識に欠ける行為や、品位に欠ける行為
 - (2) 他の受講生やその保護者、当個人事業従業員、その他第三者を中傷したり、名誉を傷つけたりする行為
 - (3) 他の受講生やその保護者、当個人事業従業員などに対し暴力をふるう等の行為
 - (4) 商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権等を含む、他の受講生やその他第三者の権利を侵害する、またはその恐れのある行為
 - (5) 社会倫理や法令に反する行為
 - (6) 当個人事業の承諾のない商業行為や勧誘行為
 - (7) 個人、法人問わず、自らまたは組織等を偽る行為
 - (8) 宗教団体もしくはそれと同視し得る団体への勧誘、布教、寄付等を求める、またはその恐れのある行為
 - (9) その他、当個人事業が不適切と判断する行為
2. 受講生及びその保護者が、本条第1項に違反したと当個人事業が判断した場合には、当カレッジの受講停止、退会処分、その他当個人事業が適切と判断する措置をとることができるものとします。
3. 受講生及びその保護者が本条第1項に定める禁止事項のいずれかに違反した場合、当個人事業は、当該受講生及びその保護者に対し、その行為により当個人事業が被った一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます）の賠償を請求できるものとします。

第8条 (当カレッジの運営)

1. 当個人事業は、以下各号の事由に起因する場合、当カレッジ運営に関する全部または一部を停止することができるものとします。
 - (1) 当個人事業が、定期的または緊急に、当カレッジ運営のためのコンピュータシステムの保守・点検を行う場合
 - (2) 火災・停電、天災地変等の非常事態により当カレッジの運営が不能となった場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、当カレッジの運営が不能となった場合
 - (4) サービス提供のためのコンピュータシステムの不良及び第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等により当カレッジを提供できない場合
 - (5) 法律、法令等に基づく措置により当カレッジが提供できない場合
 - (6) 当個人事業が受講生またはその保護者に対し、事前に電子メールその他の手段により、合理的な範囲で周知した場合
 - (7) その他、当個人事業が止むを得ないと判断した場合
2. 当個人事業は、前項により当カレッジの運用を停止する場合、合理的な範囲で、事前に電子メール、電話、その他の手段により、受講生またはその保護者に対し、その旨を通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。
3. 当個人事業は受講生またはその保護者に対し事前に通知しまたは受講生またはその保護者から承諾を得ることなく、いつでも任意に、カリキュラムの内容または名称を変更することができるものとします。

第9条 (傷病等発生時の対応)

1. 受講生及びその保護者は、受講生に持病等がある場合、ご入会時に申告するものとします。また、受講時の保護者の付き添いや持病の薬の持参等、受講生及びその保護者にて必要な対応をするものとします。
2. 受講生及びその保護者は、受講中の脱水症防止のため、各自で飲み物を持参するものとします。
3. 当個人事業は、受講中の傷病等発生時に備え、下記の市販薬を用意します。保護者は、受講生への当該市販薬の使用を拒否する場合、事前に申告するものとします。当個人事業は、保護者からの事前の申告が無かった場合、当該市販薬の使用に同意したものとみなします。
 - ・セイロガン糖衣A (腹痛薬)
 - ・ノーシンAc (熱・痛み止め)

4. 当個人事業は、受講生の怪我や発熱、腹痛、頭痛等の疾病が疑われる場合、また打撲、外傷等の負傷が認められ、且つ保護者に連絡が取れない場合、当個人事業の判断で、受講生を医療機関で受診させる場合があります。なお、その際受診にかかった費用等は受講生及びその保護者の負担とします。保護者は、医療機関の受診を拒否する場合、事前に申告するものとします。事前の申告が無かった場合、当個人事業は、緊急時の医療機関の受診に、保護者が同意したものとみなします。
5. 当個人事業は、受講生の持病、身体の故障、障害等により受講中の介助が必須であると判断した場合、保護者の付き添いを要求するものとします。

第10条 (食物アレルギー等に関する注意点)

1. 当個人事業は、カレッジのプログラム中において、お菓子等を配布する場合があります。配布するお菓子等には小麦・乳・大豆・えび・卵などが含まれている場合があります。また、プログラムによっては会場内外の飲食店等にて食事をする場合があります。受講生に食物アレルギーがある場合、保護者は入会時にその内容について必ず申告するものとします。保護者から事前の申告が無かった場合、当個人事業は当該受講生に食物アレルギーが無いものとして対応するものとします。

第11条 (受講生の安全確保)

1. 当個人事業は、受講中の受講生の安全管理について十分な注意を払いますが、万が一、受講生に傷病等が発生した場合は、当個人事業に故意または重過失がある場合を除いて当個人事業は責任を負わないものとします。
2. 当個人事業は、カレッジへの通学中の安全確保や事故トラブル等の対応について、責任を負わないものとします。受講生及びその保護者は、受講生のみでカレッジへ通学する場合、保護者は必ず受講生本人と連絡する手段を用意するものとします。
3. 受講生及びその保護者は、カレッジ終了後の待ち合わせ場所を事前に決めるものとし、カレッジ終了後30分以内に迎えにくるものとします。万が一、迎えの到着がカレッジ終了後30分を超えた場合、当個人事業は、可能な範囲で保護者が到着するまでの間、当個人事業スタッフが受講生に付き添いますが、これを保証するものではありません。

第12条 (写真等の撮影及び利用)

1. 当個人事業は、受講中の受講生の写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した受講生の写真・動画等は、当個人事業ホームページや当個人事業の制作する告知。販促物等に使用する場合があり、受講生及びその保護者は予めこれを了承するものとします。受講生及びその保護者は、写真・動画等の撮影及びその使

用を拒否する場合は、入会時に必ず申告するものとします。当個人事業は、事前の撮影・使用拒否の申告が無かった場合、写真・動画等の及びその使用に、受講生及びその保護者が同意したものとみなします。

2. 受講生及びその保護者は、受講中に、テレビ、新聞、ラジオ、ウェブメディア等の取材が行われる場合があることを了承し、当該取材を拒否する場合は、当個人事業スタッフ又は取材者に、事前に申告するものとします。当個人事業は、受講生及びその保護者から申告が無かった場合、当該取材に同意したものとみなします。
3. 受講生及びその保護者は、受講中の写真・動画等を撮影する場合や、撮影した写真・動画等をインターネット等に公開する場合には、他の受講生及びその保護者の顔や個人情報等が写らないようにする、又は、撮影やインターネット上の公開に同意を得て行うものとします。

第13条 (カレッジにおける作品の開発・制作)

1. 受講生及びその保護者は、カレッジで制作した作品の完成度は受講生本人の技術レベルによって異なる可能性があることを、予め了承するものとし、当個人事業は、受講生及びその保護者がイメージした通りの作品ができることを保証いたしません。
2. 受講生及びその保護者は、当カレッジ受講中に作成したアプリ・ゲームのデータを、USB メモリ等に保管し、持ち帰ることができるものとし、受講生は、カレッジの受講にあたってUSB メモリ等の記憶媒体を持参するものとします。また、受講生及びその保護者は、スマートフォンやタブレット等の端末へデータを登録することを希望する場合、各種端末を持参するものとします。なお、開発プラットフォーム側のサーバー不具合やメンテナンス、開発言語と持参した端末の相性、OS やメモリ等端末側の環境など、様々な要因により、作成したアプリやゲームを持ち帰り出来ない場合や、持ち帰り可能になるまでに時間を要する場合があることを、受講生及びその保護者は、予め了承するものとします。また、万が一作成したアプリやゲームを持ち帰り出来ない場合においても、当個人事業は、受講料金の返金には応じられないものとします。
3. 受講生がカレッジにおいて制作したコンピュータープログラム・イラスト等を含む各種成果物のデータについては、参加者および保護者が自身で保存・管理するものとし、当個人事業はその保存・管理に責任を負いません。

第14条 (免責)

1. 当個人事業は、当カレッジにおいて、受講生またはその保護者との相互の間において、及び受講生またはその保護者と第三者との間で生じた一切のトラブル（違

法または公序良俗に反する行為の提案、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等)に関して、当個人事業に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2. 当個人事業は、当カレッジの受講に起因して受講生またはその保護者に発生した一切の損害について、当個人事業に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。(当カレッジ受講中及び当カレッジへの通学中における傷病・その他一切のトラブルを含みます)

第15条 (権利義務の譲渡禁止)

1. 受講生またはその保護者は、当個人事業の書面による事前承諾なしに、本利用規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡、承継、質入その他一切の処分をしてはならないものとします。

第16条 (本規約の改訂)

1. 当個人事業は、随時本利用規約を改訂することができるものとします。
2. 当個人事業は、本利用規約を改訂しようとする場合、電子メールまたは当カレッジに関するウェブサイト等を使い随時、受講生またはその保護者に告知するものとします。

第17条 (協議・管轄裁判所)

1. 当個人事業、当カレッジに関連して受講生またはその保護者、当個人事業、第三者との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
2. 本利用規約に関する一切の訴訟その他の紛争については、前橋簡易裁判所または前橋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第18条 (準拠法)

1. 本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

平成28年10月8日制定

群馬プログラミングカレッジ 利用規約に同意し、会員登録します。

西暦 年 月 日

ご署名

印